

COPY

医療機器修理区分追加許可書

氏名又は名称 山下医科器械株式会社

令和 6 年 2 月 28 日付けで申請のあった修理区分の追加を
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年
法律第 145 号）第 40 条の 2 第 5 項の規定により、申請のとおり許可する。

令和 6 年 3 月 13 日

大分県知事

佐藤

樹一郎



特定保守管理医療機器に係る修理区分

: 画像診断システム関連
治療用・施設用機器関連
光学機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分:

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
検体検査用機器関連
鋼製器具・家庭用医療機器関連

4430678000013